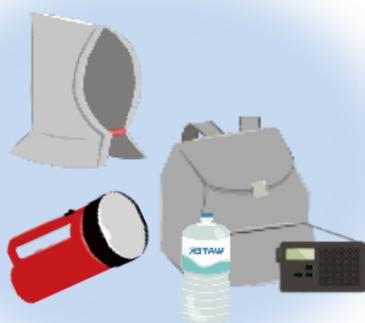


令和5年度

町内会活動 Q&A・活動事例集

春日井市区長町内会長連合会



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

目 次

<町内会活動Q&A集> P1~16

1 区・町内会・自治会について

- Q 1 町内会にはどんな役割がありますか？…………… 1
- Q 2 町内会の区域は何を基準に決められているのですか？…………… 1
- Q 3 町内会を設立・合併するときや、町内会名・区域を変更するときは、
どうすればいいですか？…………… 1
- Q 4 認可地縁団体って何ですか？…………… 1
- Q 5 区長町内会長連合会ってどのような組織ですか？…………… 1

2 町内会への加入について

- Q 6 未加入者へどのように働きかければいいですか？…………… 2
- Q 7 未加入者に町内会加入のメリットを、
どのように説明すれば良いですか？…………… 2
- Q 8 未加入者に町内会加入を呼びかけるには、
どのような方法で行うといいですか？…………… 3
- Q 9 町内会加入を呼びかけるチラシなどがありますか？…………… 4
- Q 10 町内会を脱会したいという人にはどう働きかければいいですか？…………… 4
- Q 11 不動産業者等が、「協議事項報告書」の記名の依頼に
来たのですが、これはどういったものですか？…………… 4

3 町内会長について

- Q 12 町内会長の役割は何ですか？…………… 5
- Q 13 年度途中で町内会長を交代しましたが、
どこに連絡をすればいいですか？…………… 5
- Q 14 町内会長の個人情報への取扱いはどのようになっていますか？…………… 5
- Q 15 町内会長のなり手が無いのですがどうすればいいですか？…………… 5

4 町内会活動について

- Q 16 町内会員の名簿や連絡網を作成しても、問題ありませんか？…………… 6
- Q 17 町内会に規約がありませんが、規約は必要ですか？…………… 6
- Q 18 町内会費の中に各種募金等を含めた額を集金しても良いですか？…………… 6

- Q19 役員の任期が1年と短く活動の継続が難しいのですが、
良い方法がありますか？…………… 6
- Q20 他の町内会の活動を知りたいのですが、どうすればいいですか？………… 7
- Q21 複数の町内会が合同で何か行事をすることはありますか？…………… 7
- Q22 若い世代に活動に参加してもらいたいのですが、
良い方法がありますか？…………… 7
- Q23 若い世代から高齢者までの多世代が参加できるイベントを
行いたいのですが、良い方法がありますか？…………… 7
- Q24 町内会役員だけでは運営が困難なのですが、良い方法がありますか？… 7
- Q25 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と町内会活動を
どう両立すればいいですか？…………… 8
- Q26 税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれるのでは
ないですか？…………… 9
- Q27 町内に放置された空き家があるのですが、どうしたらいいですか？…… 9

5 町内会に対する補助や支援等について

- Q28 町内会に対する助成金がありますか？……………10
- Q29 町内会の集会所を修繕したいのですが、市の補助はありますか？…………10
- Q30 町内会で防犯灯を設置したいのですが、市の補助はありますか？…………10
- Q31 町内会活動を進める上で、市の関係部署に行く必要があるのですが、
どこに相談してよいのかわかりません。……………10
- Q32 町内会活動で使用する資料の印刷ができる場所はありますか？……………11
- Q33 町内会活動で使う備品などを市から貸してもらえる制度は
ありますか？……………11
- Q34 町内会活動中にケガをしたり、他人の物を壊してしまったときの
保険はありますか？……………11
- Q35 町内会のイベントに協力してくれる団体やボランティアを
紹介してもらえませんか？……………12
- Q36 町内に住んでいる外国人に行事のチラシなどを配付するため、
外国語に翻訳する方法はありますか？……………12
- Q37 町内会活動の中で、法的な困りごとが発生した時、
弁護士に相談する機会がありますか？……………12

- Q38 町内会行事へ講師を派遣してもらう制度はありますか？……………13
- Q39 ごみステーションのごみ散乱防止の対策について、
町内会に対する市の補助はありますか？……………14
- Q40 町内にある空き家を集会所として活用したいのですが、
市の補助はありますか？……………14

6 自主防災組織及び安全情報について

- Q41 地域の自主防災組織とは何ですか？……………15
- Q42 自主防災組織を設立するにはどうすればいいですか？……………15
- Q43 自主防災組織を設立した場合の防災資器材は
どうすればいいですか？……………15
- Q44 安全に関する情報提供はどうすれば受けられますか？……………16
- Q45 音声架電システムとは何ですか？……………16
- Q46 音声架電システムによる電話連絡を受けるには
どうしたらよいですか？……………16
- Q47 音声架電システムによる電話連絡を受けたらどうしたらよいですか？…16

1 区・町内会・自治会（以下「町内会」と言います。）について

Q 1 町内会にはどんな役割がありますか？

町内会は、「地域を住み良いまちにすること」を目的として、同じ地域に住む人たちが相互の信頼と協力により、自主的に組織する任意の団体です。個人では対応できない地域の課題に取り組む共助組織として重要な役割を担っています。さまざまな活動を通して地域の連帯感を深めたり、生活環境を整えたりするほか、市との連絡調整役にもなります。

Q 2 町内会の区域は何を基準に決められているのですか？

特に明確な基準はなく、地域の実情に合わせて決められています。町・丁目や古くからの地域、歴史的な旧字のまとまりで組織されていることが多く、区域の広さ、加入戸数もさまざまです。

Q 3 町内会を設立・合併するときや、町内会名・区域を変更するときは、どうすればいいですか？

まずは、市民活動推進課にご連絡ください。

問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6617）

Q 4 認可地縁団体って何ですか？

通常の町内会などには法人格が認められていないため、集会所などの不動産の登記を団体名義にすることができません。一定の手続をして認可地縁団体になれば法人格を取得できるので、団体名義で不動産等の登記ができるようになります。詳しくは市民活動推進課までお問い合わせください。

問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6617）

Q 5 区長町内会長連合会ってどのような組織ですか？

区長町内会長連合会は、町内会の普及、および市民生活の向上を目的として、市内8ブロック（鷹来、篠木、勝川、西部、鳥居松、高蔵寺、坂下、ニュータウン）から選出された28名の理事により構成され、行政と地域との連携を担っています。

2 町内会への加入について

Q6 未加入者へどのように働きかければいいですか？

町内会のことをよく知らないため入らないということが考えられます。加入の方法や活動内容などがわからないのかもしれませんが、未加入世帯への訪問や加入呼びかけチラシの配布などで、町内会との接点を作ることが有効ではないでしょうか。また、町内会の活動や会計内容を明らかにして、地域住民に町内会との関わりを認識してもらうことが必要と考えます。

Q7 未加入者に町内会加入のメリットを、どのように説明すれば良いですか？

町内会は、地域住民が協力して運営することが望ましいことから、町内会の様々な活動が生活に密接に関わっていることを知ってもらう必要があると考えます。その地域に住めば、誰もが何かしら町内会と関わりをもち、その活動の恩恵を受けることとなります。その上で、町内会に加入することで次のようなメリットが考えられます。

- 活動に参加することで、顔見知りが増える。
- 隣近所との交流を通じ、信頼関係を築くことができる。
- 地域の困りごとを、地域で相談できる。
- 災害を始め、いざという時の助け合いができる。
- 「広報春日井」などの行政情報のほか、地域の情報紙やチラシなどが配布されるので、各種の生活情報や身近なイベント情報が入手できる。
- 役員を引き受けることで、地域のことや地域の人のがよくわかる。
- 町内会活動は最も身近なボランティア活動であり、地域貢献の喜びを感じられる。
- 道路・側溝・道路照明の改善など、日常生活の環境整備の課題を挙げ、地域で検討し、総意として要望できるので、安全・安心なまちづくりにつなげていける。

(密接に関わる活動例)

- 住民の安全・安心につながる防犯灯の設置や防犯パトロール
- 地域の環境美化につながるごみステーションの管理や地域清掃
- 住みよいまちづくりにつながる住民同士の絆づくりや話し合い

Q8 未加入者に町内会加入を呼びかけるには、どのような方法で行うといいですか？

加入の呼びかけ方法は地域の実情に応じて柔軟に行う必要がありますが、ここでは、一般的な加入促進活動の手順や方法をご紹介します。

①未加入世帯の調査

- ・住宅地図などを参考に未加入世帯を確認します。
- ・アパート、マンション等はオーナーや管理会社に働きかけ、協力を得ます。

②役員の共通認識、町内会の役割の再確認

- ・加入促進活動を行う目的を役員の中で確認しておきます。
- ・町内会が地域に果たしている役割を再確認しておきます。

③呼びかけの際の説明資料を用意

- ・加入を呼びかける文書を作成します。
- ・町内会の総会資料を用意します。
(会則、事業報告書、収支決算書、事業計画書、収支予算書等)

④加入の呼びかけを行う時期

- ・新規転入者は居住開始後すぐに訪問するのが効果的です。
- ・既居住者にはイベント等の開催に合わせて訪問し、まずは活動に参加してもらうことが大切です。

⑤訪問する人数

- ・役員1人での訪問は避け、できるだけ2人での訪問がよいでしょう。

⑥携行品

- ・あいさつ状、勧誘チラシ、加入申込書、総会資料、イベントの案内等を持っていくとよいでしょう。

⑦その他

- ・初めて訪問する際は資料を渡し、簡単な説明とするのがよいでしょう。
- ・1週間程度空けて再度訪問しましょう。
- ・加入を強制するような呼びかけはせず、丁寧な対応を心がけましょう。
- ・コロナ禍において、対面での訪問に抵抗がある方もいると思われるのでインターフォン越しやポスト投函等、状況に応じて呼びかけ方法を決めていただくようお願いします。

Q9 町内会加入を呼びかけるチラシなどがありますか？

市民活動推進課窓口の他、市のホームページに加入呼びかけのチラシの見本があります。町内会をPRできるよう、町内会費や年間スケジュール、活動内容を盛り込んだチラシの作成ができますので、ご利用ください。また、加入の呼びかけに使うための総会資料の無料印刷も行っています。詳しくは「区・町内会・自治会のしおり」の「加入呼びかけチラシ、加入促進活動に使用する総会資料の無料印刷について」のページをご覧ください。

問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6617）

Q10 町内会を脱会したいという人にはどう働きかければいいですか？

高齢化や経済的な事情などから、町内会の活動への参加や会費の支払いが困難なため脱会したいという世帯もあります。しかし、こうした状況の人にこそ地域の援助が必要ではないでしょうか。地域でのつながりは、生活のセーフティネットとして機能します。町内会が日常的に住民の状態を把握しておくことで地域包括支援センターなどと連携しながら、必要に応じてサポートすることもできます。

また、地域での共同作業が負担になっている場合は、これまでの活動を見直す必要があるのかもしれませんが。

未加入者や脱会したいという人には、単に町内会のメリットを説くのではなく、「お互いさま」という共助の意識を持つことで地域の安全安心が向上していく点も強調するとよいでしょう。

Q11 不動産業者等が、「協議事項報告書」の記名の依頼に来たのですが、これはどういったものですか？

春日井市では、「開発行為等に関する指導要綱」を定め、一定以上の規模の住宅地の開発が行われる際には、入居者の町内会等への加入について、町内会等と協議をしていただくこととしています（指導要綱第32条）。これにより、建築の計画段階での町内会への加入促進を図ることができると思います。

問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6617）

3 町内会長について

Q12 町内会長の役割は何ですか？

町内会長の役割は団体を代表し、統括することです。しかし、現実には町内会長一人で団体を運営していくことはできませんので、役員同士が協力し地域住民と一緒に住みよいまちづくりを進めていきましょう。

Q13 年度途中で町内会長を交代しましたが、どこに連絡をすればいいですか？

市民活動推進課まで連絡してください。

問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6617）

Q14 町内会長の個人情報の取扱いはどのようになっていますか？

市ではご報告いただきました町内会長の個人情報は、主に次の業務に必要な最小限の範囲で利用させていただき、適正に管理しています。

○市（関係各課及び市外郭団体）から町内会への各種連絡、補助金等の交付や委託契約に関する事務

○教育委員会、消防、警察、社会福祉協議会、国、県等の市の関連機関から町内会への各種連絡

また、年度当初にご提出いただいた区・町内会・自治会調査書の回答に即して、市から業者等への情報提供を行います。提供にあたって、市から町内会長へ確認のご連絡をする場合がありますのでご承知置きください。

Q15 町内会長を引き受ける人がないのですがどうすればいいですか？

町内会長の選任方法や任期は各団体で異なりますが、引き受ける人がいないのは町内会長の責任や負担が大きいため、引き受けるのは難しいと感じているのかもしれません。町内会長の仕事内容を見直し、副会長等の役員の人数を増やす、前会長や前役員が必要に応じてサポートできる体制を整えるなど、町内会長の負担を少なくしているところもあります。

4 町内会活動について

Q16 町内会員の名簿や連絡網を作成しても、問題ありませんか？

個人情報を収集する際に、その使用目的を明示した上で本人の同意を得れば、名簿や連絡網の作成は問題ありません。ただし、町内会であっても個人情報保護法の対象となるため、個人情報の取扱いについては適切な管理が必要です。詳細については、「区・町内会・自治会のしおり」の「区・町内会・自治会のあり方 個人情報の保護」のページをご覧ください。

Q17 町内会に規約がありませんが、規約は必要ですか？

基本的なルールがあると活動しやすいことから、多くの町内会では、そのルールを規約や会則などの形に定めて運営されています。しかし、町内会は慣習的な面を持っており、中には明文化されていない団体もあります。それもひとつのあり方ですが、規約として明文化することで、町内会の運営などを会員内で共有できる点から、規約はあった方が好ましいといえるでしょう。規約の見本を「区・町内会・自治会のしおり」に掲載していますのでご覧ください。

Q18 町内会費の中に各種募金等を含めた額を集金しても良いですか？

募金等については、その金額も含め個人の任意によるものになりますので、強制的な徴収としないよう注意する必要があります。

集金の負担を減らすために、例えば、募金を希望する方は町内会費+募金、希望しない方は町内会費のみ、という集め方にしたり、集金の日時を限定したり、募金は持参してもらう形に変更することなども考えてみてはいかがでしょうか。

Q19 役員の任期が1年と短く活動の継続が難しいのですが、良い方法はありますか？

例えば、会長の任期を2年とし、役員改選の際は会長が相談役に、副会長が会長に、その他の役員が副会長に就任する規定として、役員の総入れ替えを防いでいる町内会もあります。また、盆踊り大会や大きなイベントは別組織の実行委員会を立ち上げ、担当委員の任期を複数年にするなどして、経験者を組織に残すなどの工夫もあります。

Q20 他の町内会の活動を知りたいのですが、どうすればいいですか？

区長町内会長連合会では、市内の町内会の活動を事例集としてまとめており、今年度は17ページ以降に掲載しています。過去の事例は市のホームページで公開しておりますので、参考にしてください。

Q21 複数の町内会が合同で何か行事をすることはありますか？

小学校区単位などで行なう大きな行事は、複数の町内会が合同で行う場合があります。また、複数の町内会を束ねる区が行っているところもあります。

Q22 若い世代に活動に参加してもらいたいのですが、良い方法がありますか？

価値観や生活スタイルの多様化などにより、地域活動への関心が低くなっていることもありますが、「町内会の活動内容を知らない」ということも考えられます。町内会の活動内容や重要性など、情報発信に取り組まれてはどうでしょうか。また、運営面では子育てや仕事をもつ世代のことも意識し、会議を開催する曜日や時間帯、方法（オンライン会議等）などを見直すことも必要かもしれません。

Q23 若い世代から高齢者までの多世代が参加できるイベントを行いたいのですが、良い方法がありますか？

「町内会・子ども会・老人会の共催でイベントを実施することで、多世代での交流を図ることができた」との声も寄せられています。

子どもや高齢者の方でも楽しく参加できる、簡単なスポーツイベントを計画し、それぞれの団体が協力することで、子育て世代から高齢者までの参加者が集まった事例もあります。これまでの慣習にとらわれず、事業の見直しをすることも考えてみてはいかがでしょうか。

Q24 町内会役員だけでは運営が困難なのですが、良い方法がありますか？

役員以外にも地域の活動に関心のある方はいらっしゃいます。気軽に参加できる仕組みを考えてみてはいかがでしょうか。共働きなど、家庭や仕事が忙しい方も増えていますので、参加することが負担とならないよう、例えば、「都合がつくときに、興味のある地域のイベントづくりに参加しませんか？」というように呼びかけるのも一つではないでしょうか。

Q25 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と町内会活動をどう両立すればいいですか？

町内会活動を行う際は、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染防止対策を講じてください。

なお、令和5年3月13日から、マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本となりましたので、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、ご配慮ください。

○会議・総会の開催

基本的な感染防止対策を講じた上で開催していただくようお願いします。また、書面会議やリモート会議に変更して開催するのも一つの手段と考えられます。

なお、書面会議の様式の例などは、市のホームページにも掲載していますので、ご活用ください。

○イベントの開催

基本的な感染防止対策を講じた上で実施していただくようお願いします。また、屋内で開催していたイベントを屋外に変更するなど、工夫してイベントを継続することも考えてみてはいかがでしょうか。

○情報の伝達

回覧板を利用する際は、接触機会を減らすために、手渡しを避けポストへ投函したり、回覧板の消毒を行った上で実施していただくようお願いします。また、回覧板と同時に、メールやLINE、掲示板などを活用して、情報を共有する方法を見直すことも考えてみてはいかがでしょうか。

○集会施設の利用

利用団体に対して、換気、消毒、参加者の体調の管理を呼び掛けるなどをして感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

※感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を広く呼び掛けるなど、より強い感染対策が必要となります。

Q26 税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれるのではないですか？

住民ニーズの多様化や、地域社会の環境変化により、市だけで地域の問題に対応することは難しくなってきました。そこで、町内会と行政の役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。地域での助け合いの取り組みは震災でも証明されたように、行政の手の届かない部分を補う意味からも必要です。地域住民が自ら考え行動することで、きめ細かなまちづくりができると思います。

Q27 町内に放置された空き家があるのですが、どうしたらいいですか？

空き家の管理責任は所有者等にありますが、地域で定期的に見回り等を行うことで空き家を把握し、防犯・防災性の低下や周辺環境の悪化などの影響を最小限に食い止めましょう。また、長期間の不在や転居などにより所有する建築物が空き家となる場合は、隣近所又は会長等にその旨を伝える仕組みを作ったり、脱会届に連絡先を記入してもらうなどして、空き家の所有者等の把握にも努めましょう。

なお、所有者の連絡先がわからない空き家が町内にあり、雑草が繁茂するなどお困りの場合は住宅政策課へご相談ください。

問い合わせ／住宅政策課 (☎85-6572)

5 町内会に対する補助や支援等について

Q28 町内会に対する助成金がありますか？

市では、町内会が自主的、主体的に行う活動を支援するため加入1世帯あたり600円の助成を行っています。この助成金は、地域でのさまざまな活動や地域の課題解決のため、町内会の総意をもって活用いただくものです。詳しくは「区・町内会・自治会のしおり」の「市の補助制度 区町内会助成金」のページをご覧ください。

問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6617）

Q29 町内会の集会所を修繕したいのですが、市の補助はありますか？

市では、町内会活動の拠点となる集会所の新築や修繕などに要する費用の一部を補助しています。詳しくは「区・町内会・自治会のしおり」の「市の補助制度 コミュニティ集会施設整備事業費補助金」のページをご覧ください。

なお、補助を受けようとする場合は、工事を予定している前年度の8月末までに、市民活動推進課へ申請手続きが必要です。

問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6617）

Q30 町内会で防犯灯を設置したいのですが、市の補助はありますか？

町内会が設置する防犯灯の費用の一部を補助しています。詳しくは「区・町内会・自治会のしおり」の「市の補助制度 防犯灯設置事業費補助」のページをご覧ください。なお、自動点滅器や安定器の取り換えなどの、防犯灯本体の交換を行わない修繕、既設防犯灯の移設や撤去は、補助の対象となりません。

問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6617）

Q31 町内会活動を進める上で、市の関係部署に行く必要があるのですが、どこに相談してよいかわかりません。

そのような場合は、まずは市民活動推進課へお問い合わせください。関係する部署をご案内いたします。また、町内会の活動に必要と思われる主な問合せ先につきましては、「区・町内会・自治会のしおり」の「区・町内会・自治会に関連のある市の業務」のページをご覧ください。

問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6617）

Q32 町内会活動で使用する資料の印刷ができる場所がありますか？

ささえ愛センター（市民活動支援センター）及び東部市民センターで印刷ができます。詳しくは「区・町内会・自治会のしおり」の「印刷機等の利用」のページをご覧ください。

問い合わせ／ささえ愛センター（☎56-1943）／休館日：月曜日

Q33 町内会活動で使う備品などを市から貸してもらえる制度はありますか？

市では、音響機器（屋内用・屋外用）、映像機器（プロジェクター・スクリーン）、集会テント、加入啓発用のぼり旗、AEDや、グラウンド・ゴルフやカローリングなど、33種目のレクリエーションスポーツ用具の貸出を行っています。ご利用の際は直接担当課までお問い合わせください。

○音響機器、映像機器、集会テント、加入啓発用のぼり旗、AEDの貸出

問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6617）

○レクリエーションスポーツ用具の貸出

問い合わせ／総合体育館（☎84-7101）／休館日：月曜日

Q34 町内会活動中にケガをしたり、他人の物を壊してしまったときの保険はありますか？

市では、町内会の活動中に発生した事故を救済するための自治会活動保険に加入しています。この保険は、傷害、傷害見舞費用、賠償責任保険からなっており市で契約していますので、町内会による契約、保険料は必要ありません。詳しくは、「区・町内会・自治会のしおり」の「自治会活動（コミュニティ）保険」のページをご覧ください。なお、活動中、事故が起きたら速やかに各団体の代表者から市民活動推進課までご連絡ください。

問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6617）

Q35 町内会のイベントに協力してくれる団体やボランティアを紹介してもらえませんか？

市内には、それぞれ目的を持って得意分野で活動している団体が多数あります。ご希望の団体やボランティアをお調べしますので、まずはお気軽にお問合せください。

○市民活動団体に関すること

問い合わせ／ささえ愛センター（☎56-1943）／休館日：月曜日

○ボランティアに関すること

問い合わせ／ボランティア相談窓口（☎84-3600）（ささえ愛センター内）

／受付日時：火～金曜日の午前9時～午後5時

（正午から午後1時までを除く）

Q36 町内に住んでいる外国人に行事のチラシなどを配付するため、外国語に翻訳する方法はありますか？

区・町内会・自治会が行う行事のチラシやお知らせなど、地域に住んでいる外国人市民に周知する必要がある文書を国際交流団体に依頼し、多言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）で翻訳します。

内容の聞き取りをした後、翻訳の依頼をします。まずはお気軽にお問合せください。

問い合わせ／ささえ愛センター（☎56-1943）／休館日：月曜日

Q37 町内会活動の中で、法的な困りごとが発生した時、弁護士に相談する機会がありますか？

市役所の市民相談コーナーで、毎週水・金曜日と奇数月の第2日曜日の午後1時から午後4時まで弁護士による民事等に関する無料法律相談を行っています。完全予約制で1人25分間、年度内1回の制限があります。詳しくは、直接市民相談コーナーへお問い合わせください。

問い合わせ／市民相談コーナー（☎85-6620）

Q38 町内会行事へ講師を派遣してもらう制度はありますか？

市では、さまざまな分野における講師派遣を行っています。ご活用の際は直接担当課までお問い合わせください。

- 市職員による福祉や環境などさまざまな分野における施策、まちづくりに関する講座や、「春日井市生涯学習情報サイト」に登録のある講師による、それぞれの特技や知識などを活かした分野の講座を地域の集会施設等で開催する
出前講座

問い合わせ／文化・生涯学習課（☎85-6447）

- 悪徳商法などの被害を未然に防止するための、消費生活に関する講師を派遣
問い合わせ／市民活動推進課（☎85-6616）

- 防災・防犯・交通安全に関する講話を行う安全安心地域アドバイザーの派遣
問い合わせ／市民安全課（☎85-6064）

- レクリエーションスポーツの準備の仕方や、ゲームの進め方のアドバイスをするスポーツ推進委員の派遣

問い合わせ／総合体育館（☎84-7101）／休館日：月曜日

- ストレッチ体操や高齢者の軽運動などの出張スポーツ講座

問い合わせ／総合体育館（☎84-7101）／休館日：月曜日

- 保健師や管理栄養士、歯科衛生士、企業等による食事、運動、こころ、歯などに関する健康講座

問い合わせ／健康増進課（☎85-6164）

- 認知症についての正しい知識と理解を学ぶ認知症サポーター養成講座

問い合わせ／地域福祉課（☎85-6187）

- 地域の実情を踏まえた移動手段について講師を派遣

問い合わせ／都市政策課（☎85-6051）

Q39 ごみステーションのごみ散乱防止の対策について、町内会に対する市の補助はありますか？

市では、ごみステーションのごみ散乱防止に有効なごみボックスや巾着状のネット及びこれらの設置にあたり必要となった側溝の蓋等の購入・製作費の一部を補助しています。令和4年度から上限額を1基あたり5千円から1万円に増額しました。

補助を受けようとする場合は、購入前に清掃事業所へ申請手続きが必要なほか、場所によっては設置できない場合がございます。

なお、防鳥用ネットは市より無償貸与しております。

問い合わせ／清掃事業所 (☎84-3211)

Q40 町内にある空き家を集会所として活用したいのですが、市の補助はありますか？

市では、空き家を活用して地域貢献（集会所等として活用）のために利活用する団体に対して、空き家の改修費の補助（空き家地域貢献活用事業補助金）をしています。補助を受けようとする場合は工事の実施前に申請が必要となりますので、詳しくは住宅政策課へお問い合わせ下さい。

問い合わせ／住宅政策課 (☎85-6572)

6 自主防災組織及び安全情報について

Q41 地域の自主防災組織とは何ですか？

地震等の大規模な災害が発生した場合、市では全力を挙げて防災活動を行います。同時多発の災害が発生した場合には十分な対応ができないことが予想されます。地域での被害防止または軽減を図るためには、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を行うことが必要となります。そこで「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の自衛と連帯意識に基づき自発的に結成した組織です。

問い合わせ／消防救急課 (☎85-6374)

Q42 自主防災組織を設立するにはどうすればいいですか？

一般的には、町内会の総会や役員会で自主防災組織の設立について同意を得てから市に申請するのが通例となっています。申請には、消防救急課で用意している書類のほか、これから設立される防災組織の規約（会則）などの提出が必要です。

詳しい内容については、消防救急課へお気軽にご相談ください。

問い合わせ／消防救急課 (☎85-6374)

Q43 自主防災組織を設立した場合の防災資器材はどうすればいいですか？

自主防災組織を設立すると、市から地域の防災活動に必要な資器材の貸与を受けることができます。

基本資器材として、ハンドマイク、バール、のこぎり、スコップ、ヘルメット、担架、ロープ、強力ライト及びこれらの資器材を収納する資器材倉庫を貸与するほか、地域の実情に合わせて爪付ジャッキを貸与しています。

また選択資器材として、可搬式動力消防ポンプ、階段避難車、折りたたみ式リヤカーのうちいずれか1つを貸与しています。

問い合わせ／消防救急課 (☎85-6374)

Q44 安全に関する情報提供はどうすれば受けられますか？

市では、安全安心情報(防犯等)や気象情報(気象、地震、避難情報等)、消防情報(火災等)を携帯電話やスマートフォン、パソコンにメール配信する「春日井市安全安心情報ネットワーク」というサービスを行っています。このサービスを受けるには情報配信登録をする必要があります。

右のQRコードを読み取り、市のホームページから登録サイトへアクセスしてください。



問い合わせ／市民安全課 (☎85-6064)

Q45 音声架電システムとは何ですか？

大雨や台風等による災害時又は災害の発生の恐れがある時に、市が警戒レベルを付して発令する避難情報を自動音声により区長・町内会長・自治会長の皆様に一斉に電話連絡することができるシステムです。

問い合わせ／市民安全課 (☎85-6072)

Q46 音声架電システムによる電話連絡を受けるにはどうしたらよいですか？

年度当初に市民活動推進課に提出いただく「区・町内会・自治会調査書」に記載された区長・町内会長・自治会長の電話番号に電話連絡するため、電話連絡を受けるための登録や申請は必要ありません。

なお、電話連絡をする対象は、避難情報を発令する区域にお住いの区長・町内会長・自治会長の皆様になります。

問い合わせ／市民安全課 (☎85-6072)

Q47 音声架電システムによる電話連絡を受けたらどうしたらよいですか？

各区・町内会・自治会で決められているマニュアルや連絡網等により、会員の皆様に情報を伝達していただくとともに、必要に応じて早めの避難行動を実施してください。

問い合わせ／市民安全課 (☎85-6072)

令和5年度

町内会活動事例集

ジャンル別目次

掲載事例をジャンルごとに分類した目次です。
その記事がどのような事例について書かれているのかお調べいただけます。

#交流イベント

- 白山小学校区謎解きイベント(二子町区) ……………20
- 関田区多世代ふれあいまつり ～サマーフェスティバル 2022～(関田区) ……………22
- 気噴町文化祭(気噴町自治会) ……………24
- 夏祭りと秋の子ども祭り(気噴北区) ……………25
- 多世代交流スポーツ大会(細野・外之原上区) ……………27

#情報発信

- 小野区LINE公式アカウントの作成(小野区) ……………21
- 回覧板の電子化及び情報の共有化(南下原町内会) ……………23

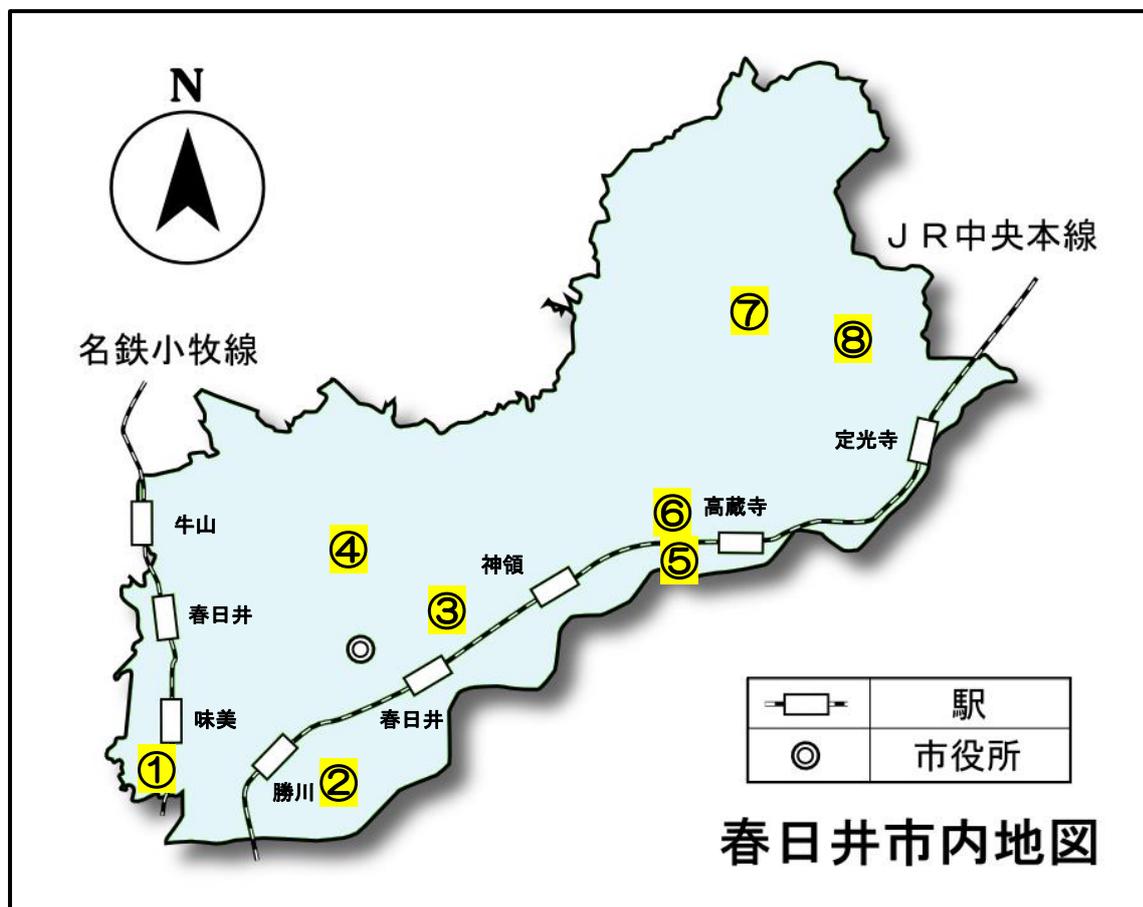
#運営方法

- 住民が安心して暮らせるよう、地域の声を届ける取り組み
(高森台4丁目北町内会) ……………26

◆内容に関する注意事項◆

- ・ 代表者について、年度の記載がない場合は令和4年度の代表者名を掲載しています。
- ・ 世帯数は令和4年4月1日時点の世帯数を掲載しています。

掲載町内会の位置図



- ① 二子町区20
- ② 小野区21
- ③ 関田区22
- ④ 南下原町内会23
- ⑤ 気噴町自治会24
- ⑥ 気噴北区25
- ⑦ 高森台4丁目北町内会26
- ⑧ 細野・外之原上区27

二子町区

- 区長 水戸 勤
- 加入世帯数 380世帯

事業名 白山小学校区謎解きイベント

#交流イベント

1. イベントを始めたきっかけ

二子町区では、コロナ禍により行事の中止や延期が続いており、地域の歴史を知る機会がなくなっていました。また、町内会・子ども会の会員も減少し続けていました。町内会・子ども会の活性化と地域の歴史を知ってもらう機会を作ることを目的に、町内会・子ども会活動への理解を深めてもらうと同時に二子山古墳への愛着がわくよう、白山小学校区にある複数の子ども会と共催で二子山公園にて謎解きイベントを7月に開催しました。

2. イベントの内容

本格的な謎解きイベントとするため、問題を大学の謎解きサークルと共同で制作しました。参加者はマップを見ながら二子山公園内を散策し、各地点に設けた問題を解いてもらうことで、二子山古墳への理解を深めました。

町内会・子ども会会員からの声かけや掲示板などの周知をすることで、参加者は町内会・子ども会会員だけでなく、未加入者の方にも当日参加できる枠を設けました。それによって、町内会・子ども会の活動を知ってもらう機会となりました。また、今後の運営に生かすために、会場にてQRコードを利用したアンケートを参加者に実施しました。

<当日の様子>



3. イベントの成果

当日は生憎の雨模様でしたが、100人以上の人が参加しました。「この問題はどうやって解くんだろう！」「次はこっちに行こう！」などと賑やかな声が飛び交っていました。答え合わせをしているときには、「なるほど、こうやって解けばいいんだ！」などと元気な声もあがっていました。

参加者は謎解きをしながら二子山公園内を散策することで、有意義な時間を過ごし、二子山古墳への愛着を持っていただくことができました。また、町内会・子ども会がこういった活動をしているかを知ってもらえました。さらに、コロナ禍における行事でしたので、屋外で距離を取ったり、時間差で受付するなどの工夫もできました。

当日実施したアンケートにより、町内会・子ども会活動で今後行くと効果的な行事(町内会は子どもの見守り等、子ども会は遠足)が明らかになったので、今後の運営方法の改善の参考にしていきたいと思います。

小野区 LINE 公式アカウントの作成

#情報発信

1. 作成したきっかけ

小野区では、以前からホームページ、LINE オープンチャット(※令和4年度活動事例集参照)による情報発信を行ってきましたが、より分かりやすく情報を伝えるため、LINE 公式アカウントを作成しました。

普通の LINE とは違い、公式 LINE ではトップページに大きなメニュー画面を表示できるため、知りたい情報をすぐに見つけることができます。また、普段使っているスマホの LINE で区の情報を見ることができるため、ホームページよりも気軽に見てもらえます。

公式 LINE は、無料で利用する場合、投稿数に制限があります。そのため、区長と会員の相互のやり取りは LINE オープンチャットを使うなど、用途によって LINE の機能を使い分けています。

Check	
LINE の使い分け	
公式 LINE アカウント	LINE オープンチャット
<ul style="list-style-type: none"> ○スマホで見るホームページとして利用 ○回覧文書、行事予定、お知らせを掲載 ○行事への参加申込を受付 	<ul style="list-style-type: none"> ○区長と会員のやり取りに利用 ○事件事故の情報やイベントの中止連絡、区への要望等を共有

2. 作成した効果・今後の展望

現在、公式 LINE では回覧文書、行事予定、区長からのお知らせの閲覧、行事の参加申込みが出来るようになっています。メニュー画面をタップすると区のホームページや Google フォーム等のリンク先ページが開きます。

スマホで QR コードを読み取るだけで簡単に登録できるので、会員に QR コードを印刷した文書を回覧し、登録をよびかけています。

公式 LINE を開設してからあまり日が経っていないため、現在の登録者は 100 名程ですが、順調に登録者数が増えれば、イベント開催日時の確認等の簡単な問い合わせに対応する時間が減ると思います。

LINE を使って情報を発信することで、ホームページを見ない若い世代にも区の情報をお届けることができるため、イベントの参加者、担い手が増える効果も期待できます。

公式 LINE の更新方法を覚えるのは少し大変でしたが、やり方を覚えてしまえば、メニュー画面のデザインなど楽しく作ることができるので、導入を検討してみてもいいのではないでしょうか。



LINE公式アカウントのトップページ (枠内がメニュー画面)

事業名 関田区多世代ふれあいまつり
～サマーフェスティバル 2022～

#交流イベント

1. 内容のリニューアル

関田区では、様々な世代での交流機会を作るために、平成29年度から芋掘り収穫体験と芋煮会、室内ゲームといったイベントを実施していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、一昨年、昨年と2年続けて中止となっていました。今年度は、内容を郷土芸能などの出し物の披露と水鉄砲を用いた室外ゲームなどにリニューアルし、3密を防ぐといった感染対策を実施することで、3年ぶりに交流機会を図るイベントを篠木公園グラウンドで開催しました。

2. イベントの内容

棒の手やお神楽などの郷土芸能や子どもたちによるダンスの披露では、皆さん日頃の練習の成果を存分に発揮し、観覧者からは多くの歓声があがっていました。



水鉄砲を用いた水合戦では、「こっちを狙え～」、「当たった～」などの声が多く飛び交い、参加者は水に濡れながらも、水鉄砲の打ち合いを楽しんでいて、大盛り上がりでした。

また、交流スペースでは、輪投げや射的ゲームなどを行ったり、棒の手・お神楽・神輿保存会などがPRブースを設け、各団体の紹介・アピールを行ったり、スイーツなどのキッチンカーが出店され、活気に溢れていました。

<当日の様子>



3. イベントの成果

親子や三世代での参加者が多く、多世代の交流を図ることができました。特に、水合戦では子どもたちの交流もでき、弾ける笑顔でいっぱい、初めて会う子たちも水をかけ合って仲良くなっていました。また、棒の手などの「郷土芸能」の披露や、各団体のPRブースでは、地域の良さをアピールすることができました。

回覧板の電子化及び情報の共有化

#情報発信

1. 取組みを始めたきっかけ

会員数が減少し、役員を引き受けてくれる人も少なくな
る中、従来通りの町内会活動は難しくなっています。また、
コロナ禍でイベントの中止が続いたことから、町内会が活動
していることを PR し、加入を呼びかける機会も減ってしま
いました。

そこで、地域に住む人の町内会への参画意識を高め、加
入率を向上させるために、町内会に関する情報を電子化し、
共有するための取組みを始めました。

2. 具体的な実施方法

<1>公式 LINE アカウントとホームページの開設

パソコンとスマホ両方で回覧等の町内会に関する情報を見
ることができるようになります。町内会の活動を積極的に
発信することで、町内会をより身近に感じてもらえるよう
になると思います。

町内会未加入者にも開設を周知するため、チラシを町内全戸にポスティングする予定です。チラシを
ポスティングした後は、未加入者へ戸別訪問を行い、直接町内会への加入を呼びかけることで加入率向
上を目指します。

また、スマホ操作が苦手な方のため、町内にある携帯電話ショップに依頼し、スマホ講座を実施しまし
た。町内にお住まいの方皆さんを対象として電子化を進めていきたいと考えています。

<2>役員間のやり取りの電子化

町内会で役員用のスマホを購入、契約することを検討しています。従来から続く紙ベースのアナログ
な情報伝達をスマホを活用して電子化することで、若い方にも町内会に参加してもらうための一歩にな
ると考えています。

3. 今後の展望

若い世代に参加してもらわなければ、町内会活動の継続は難しいです。電子化を進めることで、若い
方が活躍しやすい土壌を作っていきたいと思います。また、書類仕事を担う事務局を設置するなど、組
織体制の再編も合わせて行うことで、役員負担を軽減し、世代に関係なく参加しやすい町内会になるよ
う取組みを進めていきます。



1. 事業を始めるきっかけ・事業内容

気噴町自治会では毎年夏に、町内に住む皆さんの絵画や写真を展示する文化祭を開催していましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、中止となってしまいました。

しかし、住民の皆さんや自治会役員から、「住民が一生懸命作った作品を見てもらう機会がなくなってしまうのはさみしい」「感染対策をしてなんとか開催できないか」といった声が多かったため、内容をリニューアルして、感染状況が落ち着いてきた秋に行うことに決めました。

point 1 他企画とコラボ

開催日をお寺の縁日と子ども会主催のハロウィン企画に合わせて10月29日・30日に設定し、町内の各所を回るハロウィン企画の最終目的地を会場の気噴町公民館としました。

コラボしたことで、今までの文化祭を見た事がなかった方にも見てもらうことができました。



point 2 体験・PRブース

今回初の試みとして、町内にある企業に声をかけて企業のPRブースを設けたり、木彫りの作品づくりやせっけんアートを楽しむクラブや個人の方に出展してもらい、デモンストレーションを行うなど、作品展示以外の企画も行いました。木彫り作品やせっけんアートは子どもたちにも楽しんでもらうことができました。

point 3 書道作品は審査員を招いて表彰

展示作品のうち書道の作品は、市内で活動する書道の先生等をお招きして審査していただき、優秀作品を表彰しました。子どもから大人まで書道作品だけでも50点集まり、「書のまち春日井」を感じることができました。



2. 活動の成果・今後の展望

今回は中止の予定から急遽開催することになり、準備や周知をする期間が短くなってしまったため、作品やブースの数、参加者数が例年よりは少なくなりましたが、ハロウィン企画や縁日とコラボしたこともあって、234点の作品とブースを132名の方が見に来てくださいました。

また、例年夏の暑い時期に開催しており、展示の準備等がとても大変でしたが、秋だと過ごしやすい気候の中準備ができる、という発見もありました。

来年は今回より準備期間があるので、地元で活躍する企業への声掛けや、開催の案内等を早めに行い、さらに盛り上がるようにしたいと思います。



夏祭りと秋の子ども祭り

#交流イベント

1. 商店連合会と協力した夏祭り

気噴北区では、地元の商店連合会の繁田発展会と協力して、夏祭りを開催しました。コロナ禍で開催が危ぶまれましたが、感染防止対策を取り、提灯山を立てて、周囲を踊る賑やかな盆踊りを実施しました。盆踊りの花形である「提灯山」は、昭和初期からの町内の文化財だと伝えられており、保存会で毎年修理をしながら維持管理に努めています。

夏祭りは17時半から始まり、周りにはキッチンカーなどが並ぶ中、子ども達のじゃんけん大会を行いました。日が暮れた19時頃には提灯山の88灯の提灯に灯がともると、廻りを浴衣姿の老若男女が「春日井音頭」「黒田節」「一休さん」「おどるポンポコリン」などの音頭に合わせ、手足を揃え元気に踊りました。

夏祭りは、毎年夏の楽しみにされている方も多く、昼間の暑さを忘れて、心ゆくまで踊って騒いで、子ども達にとってもよい夏休みの思い出になったと思います。今後とも継続していきたいと考えています。



盆踊りの花形である提灯山

2. 秋の子供祭り

当初7月に開催予定だった子供祭りは感染拡大のため中止となりましたが、保護者からの要望で秋に延期して開催しました。コロナ禍での対策として、これまでは獅子頭を交代で被って巡行していましたが、新たに山車を制作し、その上に獅子頭を載せて、参加者はマスクを着用、声を出さず太鼓の音のみに変更しました。子ども達が綱を引き、廻りを保護者や役員が協力して安全を確認しながら町内を巡行しました。3年ぶりの開催であったため、中止か実施かの判断に迷いましたが、山車の巡行で賑やかになり、町内の人々の評判もよく、開催してよかったと思っています。



新たに制作した山車



山車巡行の様子

1. 大規模な開発行為が行われることに

高森台地区では、令和4年7月から大規模な住宅地造成工事が行われることになりました。

施工業者などからは、着工前に工事概要書が提出され、説明を受けていましたが、地域住民が生活する上で気がかりな工事期間中の交通規制期間などが十分に記載されていませんでした。また、工事車両のタイヤに付いた泥による道路の汚れや、雨による土砂流出の懸念などがあったため、事前に何度も指摘をしていました。しかし、工事が始まった7月の下旬の降雨時に道路へ土砂が流出してしまいました。

2. 地域住民の声を届ける

地域の生活環境を維持し、住んでいる人が安心して暮らせるようにすることも、町内会の役割の一つと考えています。

地域の代表の一人である町内会長として、疑問点などを市役所の関係各課にも相談し、施工業者などと協議することにしました。協議している間にも、降雨時に土砂流出や河川へ濁水が流出してしまいましたので、同じ事態が再び起こらないよう、これまで以上の対策を講じてもらおうと、施工業者などに向けあい続けました。



3. 施工業者などとの調整の結果

一個人としてではなく地域を取りまとめる町内会長として、地域住民や施工業者など、市役所の関係各課とやりとりを行った結果、工事に伴う土砂流出対策が改善され、10月の降雨時にはこれまでのような事態は起こりませんでした。

施工業者などとの協議には時間と労力がかかりましたが、土砂流出対策の改善に加え、道路通行止めの区間や期間の詳細などについても、改めて説明文書や資料を配付してもらうなど、地域住民の安心につながる取り組みをすることができ、よかったと思っています。

地域における工事はどこの場所でも行われるものであり、工事内容の詳細を聞いても、問題点や改善点を調整することは難しいという印象を持つ方が多いのではないかと思います。今回、施工業者などに対して、個人一人の声としてではなく、地域の代表としてまとめた声を粘り強く届けたことが、再発防止・改善につながったものと考えています。

これからも、住みよいまちづくりのため、地域で問題が起こった場合にはその解決に向け、地域住民の声を地域の代表として取りまとめ届ける取り組みを行っていきたいと思います。

多世代交流スポーツ大会

#交流イベント

1. 事業を始めるきっかけ・事業内容

細野・外之原上区の区域は、市街化調整区域のため新規入居者は少なく、お年寄りが多く、若者が少ない地域ですが、同じ地域に暮らす子どもからお年寄りまで一緒に活動でき、交流できる機会となるよう企画したイベントです。区が主催し、町内会・子ども会・グラウンドゴルフクラブと連携し、多世代へ参加を呼びかけました。グラウンドゴルフやドッジボール、小さな子どもも楽しめるよう、ボールすくい、射的、輪投げなどのゲームを行いました。



2. 工夫した点

<多世代が交流できるように>

- グラウンドゴルフは個人戦ではなく、1チーム4人のチーム制としました。チームの編成も各年代が混ざるような編成とし、チーム内でも交流できるよう工夫しました。
- ドッジボールも、小学生から大人まで男女混合で行い、みんなで楽しめるようにしました。
- 幼児用ゲームも同じ会場で行い、2時間くらい遊べるよう考えたので、子ども同士の交流もできました。



<感染対策>

飲食を控えたり、短時間で終了できるように、グラウンドゴルフの成績集計中にもドッジボール、幼児用ゲームを行い時間とスペースの有効利用に努めました。

<その他>

参加者の中にはお年寄りも多いので、テントを張って休憩できる場所を用意しました。

3. 事業の成果・感想

当日は幼児からお年寄りまで、100名近くの住民が参加してくれました。

コロナ禍で色々な行事が中止になることが多かった中で、久しぶりにみんなで楽しめたこと、会話や笑い声も聞けて、交流ができたことなどが成果といえます。

今年度は感染対策のため短時間で終了しましたが、今後は時間を長くして、もう少しのんびりと楽しめたらもっと良いのでは、と感じました。

町内会活動Q&A・活動事例集

発行年月 令和5年5月

編集・発行 春日井市区長町内会長連合会

(事務局 春日井市市民活動推進課内)

春日井市鳥居松町5-44

電話 (0568)85-6617